

公益社団法人 大阪府工業協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人 大阪府工業協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、企業の経営基盤強化及び人材の育成を図り、併せて会員相互の経営交流及び研鑽を促し、もってわが国産業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 企業経営に関する調査、情報の収集及び提供
 - (2) 経営基盤の強化及び人材養成の支援
 - (3) 技術的な専門知識・技能等の普及
 - (4) セミナー、研修、講演会、見学会、研究会等の開催
 - (5) 環境保全に関する啓発及び情報提供
 - (6) 企業間の交流促進
 - (7) 産学官連携の促進及び技術振興に関する機関との交流
 - (8) 会員及びその従業員の福利厚生
 - (9) 産業振興上の功績顕彰
 - (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は大阪府において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する法人（法人の事業所、個人事業主を含む）又は団体であって、第6条の規定により本会の会員となった者とする。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 第6条によらず、本会の特定の事業に賛同し、参画する者を特別会員とする。
- 4 特別会員に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会員は、本会に対する代表者（以下「会員代表者」という。）1名、及び事務連絡担当者を定め、届け出なければならない。
- 3 前項について変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の運営並びに事業活動に必要な経費に充てるため、会員は、毎年度会費を納入しなければならない。

- 2 新たに入会した者は、入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 入会金及び会費の額については、総会の決議により定める。

(任意退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。但し、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、その旨を通知するとともに、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が解散又は破産したとき
- (2) 第7条の支払義務を履行せず、2回以上の催告の後も履行しないとき
- (3) 総会員が同意したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が、第8条又は第9条又は第10条の規定により、その資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費、その他の拠出金品等はこれを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

- 第12条 総会は、法人法上の会員（特別会員を除く）をもって構成する。
2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (3) 会員の経費負担の額（入会金および会費基準）
 - (4) 理事及び監事の報酬等の基準
 - (5) 定款の変更
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
2 定時総会は、毎事業年度終了後、3月以内に開催する。

(招 集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 総会を招集する場合は、理事会の決議に基づき、日時及び場所並びに会議の目的である事項及びその内容を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使できることとする場合は、2週間前までに通知しなければならない。
 - 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事会の決議があったとき
 - (3) 総会員（特別会員を除く）の議決権の5分の1以上を有する会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求が会長にあったとき

(議 長)

- 第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

- 第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。
- 2 総会における議決権は、会員代表者がこれを行行使するものとする。
 - 3 会員代表者が出席できない場合は、その者の属する法人又は団体の役職員又は使用人をもって代理人とすることができる。
 - 4 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決権を行行使し、又は他の会員を代理人としてその議決権行使を委任することができる。
 - 5 第3項及び第4項に定める代理人は、その資格を証明する書面を本会に提出しなければならない。
 - 6 第3項及び第4項の規定により議決権を行行使する会員は、総会に出席したものと見なし議決権の数に算入する。

(決議)

- 第18条 総会は、法人法上の会員（特別会員を除く）の議決権の過半数を有する会員の出席をもって成立する。議事は、法令及びこの定款に別に定める場合を除くほかは、出席した会員の議決権の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は法人法上の会員（特別会員を除く）の半数以上であって、議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び総会に出席した会員（代理人を除く）のうち、総会において承認を受けた議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第20条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 35名以上55名以内
 - (2) 監事 1名以上5名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長、副会長及び専務理事をもって、法人法上の代表理事とする。
- 4 代表理事のほか、10名以内を法人法上の業務執行理事とする。
- 5 業務執行理事のうち、常勤の理事を常務理事と称し、それ以外の者を常任理事と称する。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 総会が招集されるまでの間において、欠員又は増員のため理事若しくは監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の決議を得てこれを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 3 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選任する。
- 4 常勤役員については、専務理事、業務執行理事及び理事のなかから4名以内を会長が指名し、理事会の承認を得る。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき及び会長が欠けたときは、理事会であらかじめ決定した順序により、会長の職務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局の運営を統轄する。
 - 5 常務理事は、専務理事を補佐し、事務局の運営・管理にあたる。
 - 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べるることができる。

(役員任期)

- 第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。
 - 3 欠員のため選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

- 第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める基準に従い、報酬等を支給するものとする。
- 2 常勤の理事及び監事以外の役員については、その職務執行に関して要した費用を実費支弁することができる。

第6章 顧問、相談役、参与及び評議員等

(顧問、相談役及び参与)

- 第27条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。
- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 顧問、相談役及び参与は、本会の運営に関して会長の諮問に応える。
 - 4 顧問及び相談役は、功績や立場に応じて、名誉顧問(相談役)、特別顧問(相談役)等の名称を用いることができる。
 - 5 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。

(評議員)

- 第28条 本会に、評議員を置く。
- 2 評議員は、会員のなかから会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。
 - 3 評議員は、本会の運営及び業務執行に関して理事会の諮問に応える。
 - 4 評議員は、理事会に出席して意見を述べることができる。
 - 5 評議員の任期については、第24条第1項の規程を準用する。
 - 6 評議員は無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

- 第29条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事の選任及び解職
 - (4) その他、法令及びこの定款に定める事項

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長以外の代表理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集する場合は、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の成立)

- 第32条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席することにより、成立する。

(議長)

- 第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 第31条第3項により開催される理事会においては、招集した代表理事が議長を務める。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除き、出席した理事の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は次のものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他

(会計基準)

- 第37条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 3 本会は、決算により生じた剰余金の分配をすることはできない。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に備え置き、当該事業年度が終了するまでの間、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告書及び附属明細書
 - (2) 貸借対照表及び附属明細書
 - (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）及び附属明細書
 - (4) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、法令の定める書類を所定の期間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(公告の方法)

第40条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 組 織

(委員会等)

第41条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じて、常設又は臨時の委員会等を設置する。

2 委員会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(事務局)

第42条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長人事は、理事会の承認を得て、会長がこれを行う。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 本会が公益認定の取消し処分を受けた場合、又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日、又は当該合併の日から1月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

井上礼之（会長）

松尾博人（副会長）、美馬大道（副会長）、大江佳典（副会長）

中村尚司（専務理事）

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。